啓発教材

令和３年度　地方消費者行政に関する先進的モデル事業

送り付け商法にご用心

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

自宅に届いた覚えのない荷物

注文していないのに、
海産物が届いたわ。

しょうこさん

自宅に届いた覚えのない荷物

しょうこさん

請求書も入っているわ。払わないといけないかしら…

もしかしたら、送り付け商法かもしれないよ！

近所に住むあきらくん

送り付け商法の対処法

まずは、ご家族が送ったものでないか、
確認してください。

そのうえで、身に覚えがなければ、
送り付け商法の可能性があります。

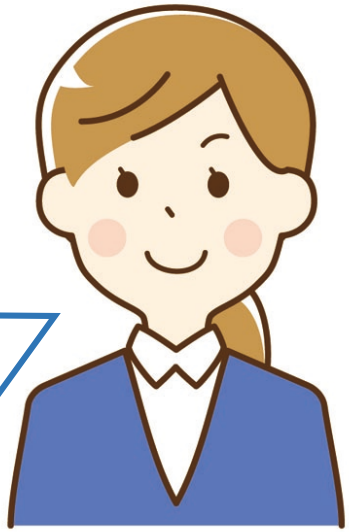

相談員 ゆうこさん

家族の誰も知らないって言っているわ。
どうしたらいいかしら？

しょうこさん

送り付け商法の対処法

注文していないのに届いた商品は
すぐに処分できます。
代金を請求されても、払う必要は
ありません。

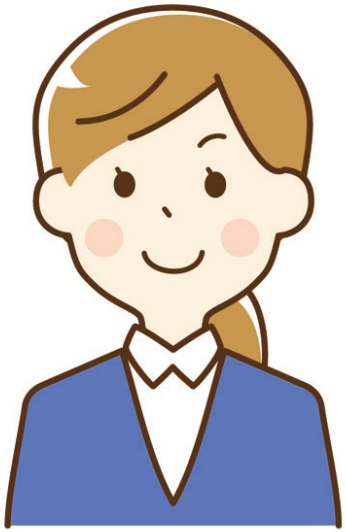

相談員 ゆうこさん

注文してなかったら、請求されても
払わなくていいのね。

しょうこさん

送り付け商法の対処法

相談員 ゆうこさん

電話で勧誘され、断ったのに
送ってきた場合も、同じです。
処分していいし、代金も払わ
なくていいんですよ。

困ったことがあったら…
消費生活センターに相談しよう!

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター　イヤヤン

消費者ホットライン188（いやや）に
電話するとつながります

制作・著作

消費者庁

作成：公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会